

通達新旧対照条文

○航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について
 (平成15年3月18日 国総貨複第197号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行										
<p>一 第一種貨物利用運送事業の登録の申請等</p> <p>I (略)</p> <p>II 申請の方法等</p> <p>1 登録申請書</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 利用運送の区域又は区間 次のとおり記載させること。</p> <p>①国際運送に係る一般混載事業</p> <p>仕立地：A空港、B空港、C空港・・・(都市名により記載させること ができるものとする。)</p> <p>仕向地：甲空港、乙空港、丙空港・・・(都市名、国名、地域名(北米、ヨーロッパ等)又はIATA Traffic Conference Area (IATAの運送地区区分)のいずれかにより記載させること ができるものとする。)</p> <p>②国内運送に係る一般混載事業</p> <p>仕立地：A空港、B空港、C空港・・・(都市名により記載させること ができるものとする。)</p> <p>仕向地：甲空港、乙空港、丙空港・・・(包括的記載も可(「全国各空港」と記載させることができるものとする。))</p>	<p>一 第一種貨物利用運送事業の登録の申請等</p> <p>I (略)</p> <p>II 申請の方法等</p> <p>1 登録申請書</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 利用運送の区域又は区間</p> <p>国際運送及び国内運送それぞれに係る一般混載事業について、次表のとおり記載すること(仕立地及び仕向地については、都市名により記載させることができるものとする。)</p> <table border="1" data-bbox="164 1144 638 1541"> <tr> <td>仕立地</td> <td>仕向地</td> </tr> <tr> <td>A空港</td> <td>甲空港</td> </tr> <tr> <td>B空港</td> <td>乙空港</td> </tr> <tr> <td>C空港</td> <td>丙空港</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丁空港</td> </tr> </table>	仕立地	仕向地	A空港	甲空港	B空港	乙空港	C空港	丙空港		丁空港
仕立地	仕向地										
A空港	甲空港										
B空港	乙空港										
C空港	丙空港										
	丁空港										

2 添付書類

(1) (2) (略)

(3) 規則第4条第2項第2号に規定する「利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し」については、申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができる。この場合、登録の日までに(新設法人の場合は会社設立後速やかに)契約書を提出させること。

(4) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む)の使用権原を有することを証する書類(宣誓書)を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

III 登録(変更登録)に当たつての具体的処理基準

1 事業計画(施設)の適切性

(一) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであ

2 添付書類

(一) (2) (略)

(3) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む)の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(4) (略)

III 登録(変更登録)に当たつての具体的処理基準

1 事業計画(施設)の適切性

(一) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであ

る」と。

(2) (略)

2、3 (略)

二 第二種貨物利用運送事業の許可の申請等

I (略)

II 申請の方法等

1 事業計画

(一) (略)

(2) 利用運送の区域または区間

次のとおり記載させること。

① 国際運送に係る一般混載事業

仕立地：A空港、B空港、C空港・・・(都市名により記載

させることができるものとする。)

仕向地：甲空港、乙空港、丙空港・・・(都市名、国名、地

域名(北米、ヨーロッパ等)又はIATA Traffic Conference Area

a (IATAの運送地区区分)のいずれかにより記載させることので

きるものとする。)

② 国内運送に係る一般混載事業

仕立地：A空港、B空港、C空港・・・(都市名により記載

させることができるものとする。)

仕向地：甲空港、乙空港、丙空港・・・(包括的記載も可)

「全国の各空港」と記載させることができるものとする。)

り、規模が適切なものであること。

(2) (略)

2、3 (略)

二 第二種貨物利用運送事業の許可の申請等

I (略)

II 申請の方法等

1 事業計画

(一) (略)

(2) 利用運送の区域または区間

① 国際運送及び国内運送に係る一般混載事業

国際運送及び国内運送それぞれに係る一般混載事業について

、次表のとおり空港名を記載させること(仕立地及び仕向地に

ついては、都市名により記載させることができるものとする。

)。

仕立地	仕向地
A空港	甲空港
	乙空港
B空港	丙空港

C空港

丁空港

③ (略)

④ 国内運送に係る宅配便事業

仕立地：A空港、B空港、C空港・・・(都市名により記載させることができるものとする。)

仕向地：甲空港、乙空港、丙空港・・・(包括的記載も可(「全国の各空港」と記載させることができるものとする。))

② (略)

③ 国内運送に係る宅配便事業

国内運送に係る宅配便事業について、次表のとおり仕立地帯及び仕向地帯並びに当該仕立地帯内及び仕向地帯内における仕立地及び仕向地を記載させること(地帯の範囲は、例えば都道府県単位等により明記させること。また、地帯内の仕立地及び仕向地(空港名)については、都市名により記載させることができるものとする。)

	仕立地帯	仕向地帯
関東	北海道	東北
東北	北海道	関東
北海道	関東	北海道
東京↓札幌	仙台↓札幌	札幌↓仙台
東京↓仙台	仙台↓東京	札幌↓東京
⋮	⋮	⋮

(3)～(8) (略)

2 集配事業計画

(一) 貨物の集配の拠点

上記1の(2)の仕立地（発空港）及び仕向地（着空港）（ただし、国内の仕向地を「全国の各空港」と記載する場合及び仕向地が海外にある場合には省略することができる。以下同じ。）を記載させること。

(2) 貨物の集配を行う地域

「仕立地及び仕向地周辺」（国内運送に係る宅配便事業にあっては、仕立地帯及び仕向地帯（地帯の範囲は、例えば都道府県単位等により明記されること。））を記載させること。

(3) (4) (略)

3 添付書類

(一) (略)

(2) 規則第19条第1項第1号に規定する「利用する運送を行う実

運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

(3)～(8) (略)

2 集配事業計画

(一) 貨物の集配の拠点

上記1の(2)の仕立地（発空港）及び仕向地（着空港）（ただし、仕向地が海外にある場合には省略することができる。以下同じ。）を記載させること。

(2) 貨物の集配を行う地域

「仕立地及び仕向地周辺」（国内運送に係る宅配便事業にあっては、「仕立地帯及び仕向地帯」）を記載させること。

(3) (4) (略)

3 添付書類

(一) (略)

...	
...	
...	
...	
-	

「については、申請時において契約が締結されていない場合には、契約書（案）に代えることができる。この場合、許可の日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書を提出させること。」

(3) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。）の使用権原を有することを証する書類（特定二種の集配営業所等以外については宣誓書）を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(4) (略)

(5) 規則第19条第1項第4号に規定する「損益計算書」については、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

III 許可（事業計画変更認可）に当たつての具体的処理基準

1 国際航空に係る利用運送事業

A. 国際一般混載事業

(1) (略)

(2) 事業計画の適切性

① (略)

(3) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。）の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の位置の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(3) (略)

III 許可（事業計画変更認可）に当たつての具体的処理基準

1 国際航空に係る利用運送事業

A. 国際一般混載事業

(1) (略)

(2) 事業計画の適切性

① (略)

② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているもの
であること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであるこ
と。

③ (略)

④ 仕分体制

海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕
分代理店との委託契約が適切になされていること若しくは委
託契約締結の予定があること(この場合、契約書(案)を提
出させ、許可の日までに(新設法人の場合は会社設立後速や
かに)契約書の写しを提出させること)。

(3) 事業適確遂行能力

① (略)

(削る)

② (略)

(4) 集配事業計画の適切性

(削る)

② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているもの
であること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、
規模が適切なものであること。

③ (略)

④ 仕分体制

海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕
分代理店との委託契約が適切になされていること。

(3) 事業適確遂行能力

① (略)

② 過去数年間の健全経営

過去3か年程度法人の経常収支が健全であること。(新たに
法人を設立する場合にあつては、健全な経営が行われるもの
と認められるものであること。)

③ (略)

(4) 集配事業計画の適切性

① 集配体制

集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整って
いること。自己の車両で集配をする場合にあつては、当該集

① (略)

② 集配業務を他の者に委託する場合

- ・受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること若しくは締結の予定があること（この場合、契約書案を提出させ、許可の日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）又はこれと同等のものと認められ得ること。

・ (略)

B. 国際宅配便事業

(一) (略)

(二) 事業計画の適切性

① (略)

② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

③ (略)

④ 仕分体制

海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分代理店との委託契約が適切になされていること若しくは委託契約締結の予定があること（この場合、契約書（案）を提出させ、許可の日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書の

配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。

② (略)

③ 集配業務を他の者に委託する場合

- ・受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること又はこれと同等のものと認められ得ること。

・ (略)

B. 国際宅配便事業

(一) (略)

(二) 事業計画の適切性

① (略)

② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

③ (略)

④ 仕分体制

海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分代理店との委託契約が適切になされていること。

写しを提出させること。)

(3) 事業適確遂行能力

① (略)

(削る)

② (略)

(4) 集配事業計画の適切性

(削る)

① (略)

② (略)

2 国内航空に係る利用運送事業

A. 国内一般混載事業

(1) (略)

(2) 事業計画の適切性

① (略)

② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているもの
であること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(3) 事業適確遂行能力

① (略)

② 過去数年間の健全経営

国際一般混載事業の基準と同じ。

③ (略)

(4) 集配事業計画の適切性

① 集配体制

国際一般混載事業の基準と同じ。

② (略)

③ (略)

2 国内航空に係る利用運送事業

A. 国内一般混載事業

(1) (略)

(2) 事業計画の適切性

① (略)

② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているもの
であること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、
規模が適切なものであること。

③ (略)

(3) 事業適確遂行能力

(削る)

② (略)

(4) 集配事業計画の適切性

(削る)

① (略)

② (略)

B. 国内宅配便事業

(二) 航空輸送との接続の適切性

① (略)

② (略)

③ 国内利用航空運送事業者の集貨代理店の場合は、当該国内利用航空運送事業者との提携関係が協定書若しくは契約書又はこれらの案（この場合、協定書案又は契約書案を提出させ、許可の日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）により確認されること。

(2) 事業計画の適切性

(削る)

③ (略)

(3) 事業適確遂行能力

② 過去数年間の健全経営

国際一般混載事業の基準と同じ。

③ (略)

(4) 集配事業計画の適切性

① 集配体制

国際一般混載事業の基準と同じ。

② (略)

③ (略)

B. 国内宅配便事業

(二) 航空輸送との接続の適切性

① (略)

② (略)

③ 国内利用航空運送事業者の集貨代理店の場合は、当該国内利用航空運送事業者との提携関係が協定書又は契約書により確認されること。

(2) 事業計画の適切性

① 利用運送の区域又は区間については、地帯制を採用するものであり、地帯の範囲（地帯の範囲は、例えば都道府県単位等により明記されていること。また、地帯内の仕立地及び仕

- ① (略)
- ② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているもの
であること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

- ③ (略)
- ④ 事業適確遂行能力
- ① (略)

(削る)

- ② (略)
- ④ 集配事業計画の適切性
- ① 集配の地域

向地（空港名）については、都市名による記載でも可とする。
（ ）は、空港等からの集配距離、集配時間を勘案して合理的なものでなければならぬものとする。また、仕立地帯又は仕立地帯内には、それぞれ次のものがなければならないものとする。

- (イ) 仕立地帯
- 仕立地及び営業所
- (ロ) 仕立地帯
- 仕立地

- ② (略)
- ③ 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているもの
であること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、
規模が適切なものであること。

- ④ (略)
- ⑤ 事業適確遂行能力
- ① (略)
- ② 過去数年間の健全経営
国際一般混載事業の基準と同じ。

- ④ 集配事業計画の適切性
- ① 集配体制

貨物の集配を行う地域については、地帯制を採用するものであり、地帯の範囲は、空港等からの集配距離、集配時間を勘案して合理的なものでなければならぬものとする。なお、事業者の協同組合や事業者相互の運輸に関する協定に基づく共同集配方式、他の事業者に一括して委託する方式等によることができるものとする。

② (略)

③

集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整っていること。自己の車両で集配をする場合にあつては、当該集配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。なお、事業者の協同組合や事業者相互の運輸に関する協定に基づく共同集配方式、他の事業者に一括して委託する方式等によることができるものとする。

② (略)

③